

令和6年門真市教育委員会第10回定例会

開催日時 令和6年10月23日（水）午後2時

開催場所 本館2階 大会議室

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第31号 門真市教育委員会表彰規程の全部改正について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

出席委員

教育長	八木下 理香子
教育長職務代理者	澤田 京子
委員	松宮 新吾
委員	満永 誠一
委員	服部 雅俊

事務局出席職員

教育部長	水野 知加子
教育部教育監	峯松 大輔
教育部次長	大倉 善充
教育部総括参事	井手 邦宏
教育部教育総務課長	高岡 華織

八木下教育長 開会宣告 午後2時

日程第1 会議録署名委員の指名

八木下教育長より 澤田 京子 委員を指名

日程第 2

会期の決定

本日 1 日と決定

日程第 3

議案第31号 門真市教育委員会表彰規程の全部改正について
説明者 高岡教育総務課長

議案書 1 ページをご覧ください。本件につきましては、門真市教育功労者の表彰の目的を明確化するほか、所要の改正を行うにつき、門真市教育委員会表彰規程を全部改正するものでございます。

2 ページをご覧ください。規程名称を改正前の門真市教育委員会表彰規程から門真市教育委員会教育功労者表彰規程と改正し、第 1 条において「この規程は、永年にわたり本市の教育の発展に寄与した者を門真市教育功労者として表彰し、もって本市の教育の振興を促進することを目的とする。」とし、本規程の表彰の目的を定めております。第 2 条及び第 3 条では、その目的に沿った教育功労者の被表彰者を定めております。改正前の規程による、スポーツ活動及び文化活動等において優れた成績をおさめたものに係る表彰については、本規程の教育功労者の対象とはせず、門真市教育委員会特別表彰として別に定めることとしております。第 4 条では表彰の方法を規定し、第 5 条では、表彰の時期を定めております。

次に、3 ページをご覧ください。第 6 条から第 9 条までは、表彰審査委員会について規定し、第 10 条では、公表方法について、第 11 条では、細目について定めております。

なお、附則といたしまして、本規程は令和 6 年 11 月 4 日から施行するものでございます。

[全委員異議なく、可決]

—すべての報告が終了—

八木下教育長 閉会宣言 午後 2 時05分

門真市教育委員会会議規則第24条の規定により署名する。

門真市教育委員会

教 育 長 八木下 理香子

署名委員 澤田 京子